

自立生活訓練センターの支援

★ 主なサービス

- ①機能訓練（108名）：身体機能障害の方に対する自立訓練で、最長で1年半、頸髄損傷者など四肢麻痺の方は3年の期限となっています。
- ②生活訓練（24名）：主に高次脳機能障害の方に対する自立訓練で、最長で2年となっています。
- ③施設入所（定員135名）：自立訓練利用者に対して提供されるもので、区分の制限はありません。

★ 主な利用対象者

頸髄損傷、脊髄損傷の方、脳血管障害等による片麻痺や高次脳機能障害の方など

★ 主な利用目的（目標）

- ・病院を退院したが、在宅生活に戻るため、もっと一人でできることを増やしたい。
- ・新たに一人暮らしができるよう訓練したい。
- ・復職、就職につなげる訓練をしたい。
- ・車いす駆動練習や日常生活動作練習の訓練をしたい。
- ・一人で公共交通機関の利用や外出が出来るようになりたい。
- ・自動車の運転ができるようになりたい。
- ・高次脳機能障害の訓練を受けたい。

など

自立した生活をめざして



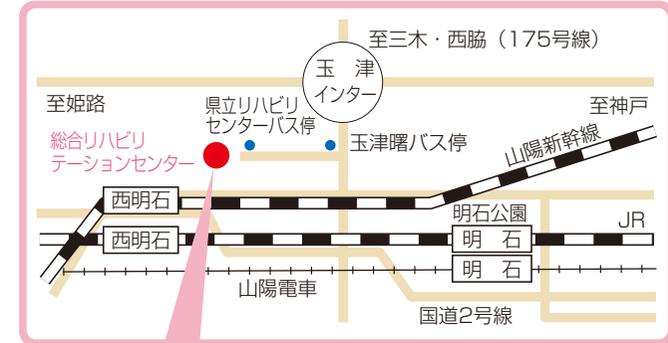
社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業団
総合リハビリテーションセンター

障害者支援施設 自立生活訓練センター

お問い合わせ

所在地 〒651-2181 神戸市西区曙町1070
電話番号 (078) 927-2727(代) 内線3603
F A X (078) 925-9229

交通案内



JR「西明石」駅から車で5分、徒歩25分
JR「明石」駅からバスで10分
第2神明道路玉津1.Cから南へ約2km



施設案内図

自立生活訓練センター

高度な訓練プログラムを有し
高い社会復帰率を維持する
西日本唯一の自立生活拠点

障害者支援施設

施設入所支援	135名
自立訓練（機能訓練108・生活訓練24）	132名
短期入所	



》社会復帰を目指し、ニーズに合わせた自立訓練を支援

自立生活訓練センターは、『ともに頑張る仲間がいます。あなたなりの自立を目指して…』をモットーに、身体に障害のある方や高次脳機能障害のある方に対して、社会復帰を目指した自立訓練（社会リハビリテーション）を行っています。

利用者のニーズに応じた訓練メニューを選定し、訓練・評価・生活支援を通し、身体能力・社会生活力などを向上させ、職場や学校、家庭など、地域社会へ復帰するために必要な機能の回復を図ります。

機能・体力の向上を目指して

自立訓練(機能訓練)

車いす操作訓練、立位歩行訓練、坂道訓練などを通して、体力の向上、移動能力の獲得を図るとともに、障害者手帳を利用した公共交通機関の利用や障害者スポーツ交流館を利用したさまざまなレクリエーションスポーツ、マシントレーニングによる訓練があります。また、日常生活動作の自立に向けた練習や単身生活に向けた調理訓練など一人ひとりのニーズに合わせた訓練を実施しています。

屋外での車いす操作訓練▶



自立した生活をめざして

自立訓練(生活訓練)

病気や事故の後遺症として高次脳機能障害（注意障害・記憶障害・遂行機能障害・失語症等）を有する利用者、集団プログラムを実施しています。また、家族との協働により効果的な対応方法を検討し、その成果を施設や地域での生活につなげていきます。



▲室内清掃

社会参加に役立つ自動車

自動車運転評価・訓練

障害のある方の自動車運転操作能力を評価する「試乗適性評価」、自動車運転の「習熟訓練」を行い、外出や通勤の移動手段としての実用性を見極めます。自動車学校の現役教官による指導が受けられ、脊髄損傷、左・右片麻痺など障害特性に合わせた改造車を使用でき、自家用車の選定や改造に関するアドバイスも実施しています。



▲自動車の車いす積み込み動作

社会復帰に向けて

利用者個々へのアプローチ

復学、復職、就労、単身生活など、利用者個々の目標は異なります。それぞれの状況に合わせたプランを立て、よりスムーズな社会復帰につながるよう支援しています。



◀住宅訪問による改修案の提案

復職に向けた通勤練習▶

自立訓練（機能訓練生活訓練）を希望する方へ

総合リハビリテーションセンター障害者支援施設

自立生活訓練センターは、障害者総合支援法にもとづく

自立訓練（機能訓練生活訓練）の施設です。自立訓練（機能訓練生活訓練）を希望する方で、通うことが難しい場合は、施設入所支援を利用することもできます。

* 自立訓練（機能訓練生活訓練）の対象者

・障害福祉サービス受給者証をお持ちの方

・満18歳以上で障害者手帳等を交付された方

ただし、訓練意欲のない方、集団生活に支障のある方、入院加療を要する疾病のある方は施設を利用できません。

* 定員	施設入所	135名
	自立訓練	機能訓練 108名
		生活訓練 24名

* 入所に伴う費用としては、障害福祉サービスの定率負担金と食事・光熱水費が必要です。

* 入所時に持参するもの

- 印鑑
- 障害者手帳等
- 健康保険証
- 障害福祉サービス受給者証
- 日常生活に必要な身のまわり品

